

第15章 水防訓練

1 水防管理団体の水防訓練

指定水防管理団体である町は、毎年 1 回以上なるべく出水期前に、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や帯広開発建設部が主催する水防技術講習会へ消防団員等水防活動に従事する者を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。